

## 草津市子ども・子育て支援事業計画（案） についてご意見を募集しました

### ～パブリックコメント実施結果～

少子化や核家族化、子育ての孤立化など、子どもと子育てをめぐる環境が大きく変化する中、一人ひとりの子どもが健やかに成長する社会の実現を目指して、今後5年間の草津市の子ども・子育て支援を充実する方策を定めるために、パブリックコメントを実施いたしましたところ、皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいた御意見と御意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

#### パブリックコメント実施結果の概要

##### ■意見の募集期間

平成26年12月17日（水）～平成27年1月16日（金）

##### ■意見の提出者数

3人（窓口：1人、メール：1人、ファックス：1人）

##### ■意見の提出件数

16件

※御意見と御意見に対する市の考え方は、別紙を御覧ください。

#### お問い合わせ先

草津市子ども子育て推進室（草津市役所1階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-6958

FAX：077-561-2480

メール：kosodatesuishin@city.kusatsu.lg.jp

草津市子ども・子育て支援事業計画（案） パブリックコメント実施結果

別紙

意見件数16件（項目数16件）

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり（意見数1件）			
1	43	<p>目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり                      施策1 就学前の教育・保育環境の整備                      少子化や都市化により、のびのびと子どもらしく、子どもの感性を存分に使った『育ち』ができていく環境になっており、子どもが主体的にやりたいこと、行きたい場所を決めて自由に過ごせ、自然を存分に使える場が必要。草津市はまだまだ自然が沢山残されている地域や場所、公園や寺社仏閣も数多くあり、保育施設の充実だけでなく、地域資源を活かした施設整備と、外遊びの機会を乳幼児期から取り入れられる、授乳、お昼寝、おむつ替えができる場所等を備えた、乳幼児期の生き活きとした公園の利活用、外遊びを推進してほしい。</p> <p>（取組みの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の親子が集う場</li> <li>・乳幼児の親子が、雨や風を避けたり、おむつ交換や授乳など気軽にできる場</li> <li>・屋外型の子育て支援の場</li> <li>・子育て支援のスタッフが屋外の子育て支援に取り組む</li> <li>・様々な世代の出会いとふれあいの場、地域で子育てを支える場</li> <li>・屋外活動の促進に焦点をあてた多世代交流の拠点を地域の子育て支援者がつどい構築</li> <li>・既存の施設に関して、環境、子育て支援、福祉のソーシャルな考えのもと、進める</li> </ul>	<p>子どもの遊び場や公園等の整備については、計画の目標4「子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり」の施策3「子育てしやすいまちづくり」（P74）において、子どもと安心して遊び、自然と触れ合いながら、人とのつながりを築くことができる環境づくりを施策の方向として定めており、草津川跡地整備や（仮称）野村スポーツゾーンの整備などを通して、子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場などの整備を図りたいと考えています。</p> <p>また、「草津っ子」育み事業（P108～）でも重点的な取組みとして、地域の資源を活かした取組みを推進します。</p>
就学前の教育・保育（意見数4件）			
2	43 ～ 44	<p>「地域型保育事業への連携等の支援」の概要に「3歳卒園時点での受け皿として連携施設の確保」とあるが、これは、小規模保育施設を卒園した子どもの3～5歳の受け入れ先の確保ということか。</p> <p>また、待機児童解消に向けた主な事業として、「私立保育所の整備促進」、「小規模保育施設の展開」と「地域型保育事業への連携等の支援」があるが、2歳から3歳児の連携がスムーズになるよう配慮していただきたい。また、兄弟がいる場合など、0～2歳と3～5歳で預ける施設が異なるのは、子どもの精神面からも親の時間的な負担にもなるため、配慮していただきたい。</p>	<p>地域型保育事業とは、小規模保育施設や家庭的保育施設を含む低年齢児（0歳児から2歳児）を保育する事業であり、3歳卒園時点での受け皿として連携施設を確保する必要があり、円滑な継続利用が可能になるように支援を行います。</p> <p>また、兄弟姉妹の同施設利用等の希望については、現在も保護者の意向を利用調整に配慮しており、同様の運用を行います。</p>
3	43 ～ 44	<p>施設があっても先生が足りなければ運営していけないので、子どもにしわ寄せが出ないよう保育士・幼稚園教諭の確保に努めていただきたい。</p>	<p>現在、保育士等の不足が喫緊の課題であることから、様々な媒体を活用して求人を広報するとともに、潜在保育士の発掘を目指し「保育士再就職トライアル研修」の実施等、今後も引き続き人材確保に努めます。</p>

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
4	81 ～ 82	量の見込みと確保方策のみを見ると草津市全体では毎年度足りているように思えるが、実際は、就学前児童が多い地域では希望する施設に通えなかったり、空きがあったとしても遠い地域の施設で通園が困難となる場合が出てくるなど、地域によって見込み数に差があるのではないかと。	事業計画においては、需要量に応じた、保育施設の整備等必要な確保方策を実施します。また、確保方策の実施に際しては地域における児童数や申し込み状況、施設の配置状況等を考慮しながら進めます。
5	81 ～ 82	就学前児童が多い地域における3歳児への幼児教育拡充のための取り組みとして、保育所を認定こども園とする検討もされているようだが、その地域は待機児童も多いため、2号認定（保育認定）の子どもたちの受け入れに影響しないよう配慮していただきたい。	認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、2号認定（保育認定）と1号認定（教育標準時間認定）の双方の子どもを受け入れます。保育所からの認定こども園への移行に際しては、待機児童の状況や認定区分ごとの需要とバランスを考慮しながら、利用定員設定を行います。
障害のある子どもへの支援の充実（意見数11件）			
6	19	発達支援センターの相談等の状況の分析は、計画の内容に関わる重要な事実認識であり、「発達検査に関する件数が増加している」という指摘に加えて、「家族相談」、「本人相談」が急増し、その結果として「総計」が増加しているとの指摘がより正確な表現ではないかと。	相談等の状況としては、「新規相談」は顕著に増加していないものの、「家族相談」や「本人相談」等、継続的な相談により件数が増えていますので、「特に平成24年度以降は発達検査に関する件数が増加しております。」を「相談等の状況としては、新規相談は顕著に増加していないものの、継続しての「家族相談」等が多くなっており、特に「発達検査」や「幼保連携」に関連する相談が増えています。」に修正します。
7	37	《課題2》 「障害のある子どもへの支援体制の確保」は「障害のある子どもへの支援体制の早期確立と活動の実践」との重要かつ緊急的な表現と課題設定が適切ではないかと。 ※下線部のとおり変更	「支援体制をしっかりと保つ」という意味から「確保」と表現しており、確立、実践も含んでいるものと考えています。
8	37	《課題2》 「支援が必要な子どもの早期発見・早期対応」は「支援が必要な子どもの早期発見・早期対応—未就園児、保育園児、幼稚園児等への対応強化—」と課題設定する方が適切ではないかと。 ※下線部のとおり変更	《課題2》では「子どもの権利と安全を守るための課題」と表現し、対象を「子ども」と明記していることから、副題を設けていません。また、この項については、対応強化だけでなく、仕組みなども課題に含まれることから、このような表現にしています。 なお、計画では障害のある子どもだけでなく、児童虐待等の問題も含めて、支援が必要な子どもとしており、「支援が必要な子どもの早期発見・早期対応」をわかりやすく「障害、児童虐待等の支援が必要な子どもの早期発見・早期対応」に修正します。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
9	56	<p>【施策の方向】 「乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。」に関して、「乳幼児期の早期発見・早期対応から学齢期、青年・成人期の就業支援まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。」等の現在の支援活動に不足していると考えられる部分を具体的に記すことが望ましい。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>【施策の方向】では、「障害のある子どもと家庭への支援」の方向性を記載しており、「早期発見・早期対応」については、第7章「重点的な取組み」の「3 障害のある子どもへの支援の充実」（P105～）に具体的な取組み内容とあわせて明記しています。 また、青年・成人期については、それぞれの状況にあわせて、社会や他の方との接点をどのようにすればもてるのか等について、相談支援や他機関と連携した取り組みを進めています。</p>
10	56	<p>【施策の方向】 「障害のある子どもに対する活動の場を確保する」との表現に関して、障害児の数が大きく増加し、支援の場（ハード）および活動（ソフト）の増強が望まれている現状があるため、「場を確保する」では不十分であり、例えば「必要とされる十分な場を確保し、活動の拡充を図る」といった表現を要望します。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>「活動の充実を図る」という具体策については、障害福祉計画において目標値を定め、具体策を記述しているため、本計画では「場を確保する」としていません。</p>
11	105	<p>◎施策の目的 障害児童の増加と支援事業の緊急的な必要性の高まり、また具体策の重要性を鑑み、事業計画の策定から実践に向けてより具体的な表現と支援事業の活動量の増強を要望します。 （修正案） ①早期発見と早期療育等支援の拡充と実践に努め、乳幼児からライフステージに応じた支援を進めます。 ②障害のある子どもの地域での活動の場の増加・確保と充実を図ります。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>支援には、拡充、実践、質の向上など様々なアプローチが考えられることから、「支援」と表現しています。 なお、◎施策の目的 「②障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を目指します。」を②「障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を図ります。」に変更します。</p>
12	105	<p>◎施策の目的 ③の「就労支援」とは家族員の就労と障害児童が成人した時の「就労支援」のどちらを意味しているのか。両方ともに重要だが、前者の意味だとするなら、後者（障害児童の成人期の就労支援）の具体策の記述が望まれる。 （修正案） ③家族の不安解消と介護負担の軽減、就労支援活動を実践します。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>計画では障害のある子どもの家族への就労支援を意味しており、「家族の不安解消と介護負担の軽減、就労支援を図ります。」を「家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。」に修正します。 また、「障害児童の成人期の就労支援」は障害のある人への就労支援として、障害者計画および障害福祉計画において具体策の記述をしています。</p>
13	105	<p>◎取り組み内容 ②相談支援体制の充実を図ります。 （修正案） 相談支援体制の確立と拡充、および支援活動の強化・実践 ※下線部のとおり変更</p>	<p>計画では「拡充」や「実践」等の意味を含めて、「充実」としていません。</p>

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
14	106	<p>◎取り組み内容 現在の支援事業が量的に不足している状況を鑑み、支援員やコーディネーターの増加が必要なため、その記述と「取り組み内容」として「<u>…に関する十分な支援活動の実践</u>」といった標記を要望します。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>コーディネーターや支援員による特別支援教育の推進について、取組み内容「④幼稚園、保育所などにおける支援充実のため、職員の能力向上を図ります。」の説明文「保育所、幼稚園などにおいて子どもの状態に応じた支援を推進するため各種研修会や、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員の能力向上を図るとともに、取り組み事例を通じた検討会を行います。」を「認定こども園、幼稚園及び保育所等において、<u>コーディネーターや支援員等による特別支援教育の推進に努めるとともに</u>、子どもの状態に応じた支援を推進するため、各種研修会や取組事例を通じた検討会、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員の能力向上を図ります。」に変更します。</p>
15	106	<p>◎取り組み内容 ④「幼稚園、保育所における支援充実のため職員の能力向上を図ります」について いずれの機能を担当する職員についても、支援を必要とする障害児や家族の要請が過多となっており、支援待ちの状況が見受けられる。支援の拡充のため、職員の能力向上に加え、人員数の増強が必要であり、本文に「<u>関係職員の増加</u>」の一文を加筆を要望します。 ※下線部のとおり変更</p>	<p>この項では職員の能力向上を重視した施策方針を掲げたものです。支援が必要な子どもたちが安心して過ごし必要な支援が受けられるように、関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図っていきます。</p>
16	107	<p>【目標値（ベンチマーク）】 (1)、(2)、(4)の第4期障害福祉計画におけるH27～29の目標値について、障害児が増加している状況にも関わらず、3ケ年にわたり同一の数値が記されているので、現実に対応し、増加を伴う目標値に修正するか、もしくは算定の根拠を加筆を要望します。</p>	<p>目標値の算定方法として、「各事業の必要数の推計（過去の実績および推計人口をもとに算出）」を追記します。また、(4)保育所等訪問支援の目標値について、新たなニーズを見込み、平成27年度以降の目標値を1名ずつの増加と変更します。</p>

## 草津市子ども・子育て支援事業計画（案） 新旧対照表

頁	章	項目	変更前	変更後（下線部を変更しました）
19	第3章	4 子ども・子育て支援の状況	<p>③発達支援センターの相談等の状況</p> <p>発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難などの心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリングなどを実施しています。</p> <p>社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しており、<u>特に、平成24年度以降は発達検査に関する件数が増加しております。</u></p> <p>■発達支援センターの相談等件数（別紙）</p>	<p>③発達支援センターの相談等の状況</p> <p>発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難などの心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリングなどを実施しています。</p> <p>社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しています。<u>相談等の状況としては、新規相談は顕著に増加していないものの、継続しての「家族相談」等が多くなっており、特に、「発達検査」や「幼保連携」に関連する相談が増えています。</u></p> <p>■発達支援センターの相談等件数（別紙）</p>
37	第3章	7 課題と方向性	<p>《課題2》子どもの権利と安全を守るための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、育児相談件数などの増加</li> <li>・障害のある子どもへの支援体制の確保</li> <li>・支援が必要な子どもの早期発見・早期対応</li> <li>・子育ての経済的負担の軽減</li> </ul>	<p>《課題2》子どもの権利と安全を守るための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、育児相談件数などの増加</li> <li>・障害のある子どもへの支援体制の確保</li> <li>・<u>障害や児童虐待等</u>、支援が必要な子どもの早期発見・早期対応</li> <li>・子育ての経済的負担の軽減</li> </ul>
105	第7章	3 障害のある子どもへの支援の充実	<p>◎施策の目的</p> <p>①早期発見と早期療育等支援に努め、乳幼児期からライフステージに応じた支援を進めます。</p> <p>②障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を<u>目指します。</u></p> <p>③家族の不安解消と介護負担の軽減、就労支援を図ります。</p>	<p>◎施策の目的</p> <p>①早期発見と早期療育等支援に努め、乳幼児期からライフステージに応じた支援を進めます。</p> <p>②障害のある子どもの地域での活動の場の確保と充実を<u>図ります。</u></p> <p>③家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。</p>

106	第7章	3 障害のある子どもへの支援の充実	<p><b>④幼稚園、保育所における支援充実のため職員の能力向上を図ります。</b></p> <p>保育所、幼稚園などにおいて子どもの状態に応じた支援を推進するため各種研修会や、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員の能力向上を図るとともに、取り組み事例を通じた検討会などを行います。</p>	<p><b>④認定こども園、幼稚園および保育所などにおける支援充実のため職員の能力向上を図ります。</b></p> <p>認定こども園、幼稚園および保育所等において、<u>コーディネーターや支援員等による特別支援教育の推進に努めるとともに</u>、子どもの状態に応じた支援を推進するため、各種研修会や取組事例を通じた検討会、幼児課と発達支援センターの連携による障害児保育検討会議を開催し、職員の能力向上を図ります。</p>																																										
107	第7章	3 障害のある子どもへの支援の充実	<p><b>【目標値（ベンチマーク）】</b> <u>・・・目標、取組内容に対応すること</u></p> <p>(4) 保育所等訪問支援</p> <table border="1" data-bbox="481 630 1249 877"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H25 実績</th> <th rowspan="2">H26 見込</th> <th colspan="3">第4期障害福祉計画</th> </tr> <tr> <th>H27 計画</th> <th>H28 計画</th> <th>H29 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ日数/月</td> <td>52</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画			H27 計画	H28 計画	H29 計画	延べ日数/月	52	60	60	60	60	利用者数	9	10	10	10	10	<p><b>【目標値（ベンチマーク）】</b> <u>各事業の必要数の推計（過去の実績および推計人口に基づき算出）</u></p> <p>(4) 保育所等訪問支援</p> <table border="1" data-bbox="1310 630 2060 877"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H25 実績</th> <th rowspan="2">H26 見込</th> <th colspan="3">第4期障害福祉計画</th> </tr> <tr> <th>H27 計画</th> <th>H28 計画</th> <th>H29 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ日数/月</td> <td>4.3</td> <td>5</td> <td>5.5</td> <td>6</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画			H27 計画	H28 計画	H29 計画	延べ日数/月	4.3	5	5.5	6	6.5	利用者数	9	10	11	12	13
	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画																																											
			H27 計画	H28 計画	H29 計画																																									
延べ日数/月	52	60	60	60	60																																									
利用者数	9	10	10	10	10																																									
	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画																																											
			H27 計画	H28 計画	H29 計画																																									
延べ日数/月	4.3	5	5.5	6	6.5																																									
利用者数	9	10	11	12	13																																									

**【変更前】**

■発達支援センターの相談等件数

(新規以外、延べ件数)

	新規 相談	家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関 他	総計
平成 22 年度	527	794	79	66	352	291	273	40	94	1,989
23 年度	365	982	85	42	371	401	321	53	78	2,333
24 年度	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97	2,674
25 年度	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123	3,377

**【変更後】**

■発達支援センターの相談等件数

	相談内容 内訳 (延べ件数)									
	相談 件数計 (延べ件数)	うち 新規	家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関他
平成 22 年度	1,989	527	794	79	66	352	291	273	40	94
23 年度	2,333	365	982	85	42	371	401	321	53	78
24 年度	2,674	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97
25 年度	3,377	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123

## 草津市幼保一体化推進計画（案）について ご意見を募集しました

### ～パブリックコメント実施結果～

子どもの健やかな成長と質の高い就学前教育・保育の一体的提供（認定こども園による幼保一体化）を目指して、幼保一体化の推進に関する具体的な推進方策を定めるために、パブリックコメントを実施いたしましたところ、皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございました。

このたび、いただいた御意見と御意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

#### パブリックコメント実施結果の概要

##### ■意見の募集期間

平成26年12月17日（水）～平成27年1月16日（金）

##### ■意見の提出者数

11人（窓口：8人、ファックス：3人）

##### ■意見の提出件数

58件

※御意見と御意見に対する市の考え方は、別紙を御覧ください。

#### お問い合わせ先

草津市子ども子育て推進室（草津市役所1階）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-6958

FAX：077-561-2480

メール：kosodatesuishin@city.kusatsu.lg.jp

# 草津市幼保一体化推進計画（案） パブリックコメント実施結果

別紙

意見件数58件（項目数51件） ※同趣旨の意見については、項目をまとめています。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
<b>新制度について（意見数1件）</b>			
1	19	「この制度は、消費税率引き上げによる増収分から財源を確保し、市町村を主体として、進められていくこととなります。」とあるが、増税が先延ばしとなった中で施策に影響はないのか。	消費税率10%への引き上げは先送りされましたが、国の来年度予算案において、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために、消費税率8%増税分を含み、国・地方合わせて0.5兆円程度が改めて確保されており、各子ども・子育て支援事業の財源とされることから、市町村での事業実施に際し、大きな影響はないものと認識しています。 なお、確保された財源については、消費税増税分以外の財源が含まれることが予想されるため、計画書においては、「消費税引き上げによる増収分等」と表記を修正します。
<b>待機児童解消について（意見数2件）</b>			
2	22 ～ 27	待機児童の解消になぜなるのか。即解決できるのか。	幼稚園から認定こども園への移行により、保護者の就労等により保育が必要な3歳児から5歳児の受け入れが可能となり、待機児童解消につながるものと考えています。待機児童の多くを占める低年齢児については、幼保一体化の施策と並行して、来年度から開設する小規模保育施設や認可保育所の整備等により、待機児童解消に向けた取組みを強力に進めていきます。なお、計画書では、「幼保施設の認定こども園化を推進し、幼稚園の余裕スペースの活用や短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行い、待機児童の解消へもつなげていきます。」を、「幼保施設の認定こども園化を推進し、幼稚園の余裕スペースの活用や短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行い、加えて小規模保育施設等の低年齢児の待機児童解消施策と連携を図りながら、待機児童解消へもつなげていきます。」と文言を追記します。
3	22 ～ 27	幼稚園を幼保一体化することでの待機児童解消は理解しやすいが、保育所を幼保一体化する理由が明確でない。	認定こども園の実施により、就学前の教育・保育を一体として捉え、子どもの発達過程を踏まえた一貫したカリキュラムのもとで、教育・保育を受けることが可能となります。従来は保護者の就労状況等により、子どもの就園先が区分されていましたが、認定こども園では、3歳以上児について、保護者の就労の有無に関わらない入所が可能となり、子ども本位の就園となります。また、保育所と幼稚園との統合を行う認定こども園の推進により、保育所での待機児童や保育所・幼稚園の在籍状況のアンバランス（幼稚園の定員割れ）への対応を図ります。
<b>3年保育について（意見数2件）</b>			
4	22 ～ 27	幼稚園の3年保育は幼稚園型認定こども園にならないとできないのか。	本市では、「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」を具現化する方策として幼保一体化を推進しています。このことから、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行することにより、就労への対応（長時間利用の創設）、3歳児以降の教育・保育の充実、地域における子育て支援機能の充実等について、一体的かつ積極的に取り組むことを目的としています。
5	22 ～ 27	幼保一体化よりも公立幼稚園を完全な3年保育にして欲しい。	
<b>民間の力の活用について（意見数1件）</b>			
6	27	「民間の力を積極的に活用し質の高い就学前教育と保育を安定的に提供します。」とある。地域の願いや教育・保育の平等性との意味合いで設立された公立施設の重要性を認識いただき、私立移行することがないようお願いいたします。	幼保一体化の推進に際しては、今後の幼児教育・保育の需要等の状況を踏まえながら、民間の力を積極的に活用し、質の高い就学前教育と保育を安定的に提供することが重要と考えています。
<b>預かり保育について（意見数1件）</b>			
7	28 ～ 31	常盤幼稚園も早く幼稚園型のこども園にしたいです。延長保育を利用し、昼間少しでも働きたいという保護者はたくさんいます。常盤幼稚園は小さいですが、人数だけを見ないで、働きたいと思っていても働きにくい保護者達がたくさんいるということを忘れて新しいシステムをつくってください。	モデル園以外の公立施設については、今後の幼児教育・保育の需要動向、モデル園の検証等を踏まえながら、全ての子どもが等しく、質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、幼保一体化の検討を進めます。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
カリキュラムについて（意見数14件）			
8	22 ～ 31	新しい共通化カリキュラムの策定に関しては、これまでの保育所の良いところがなくならないよう、現場の先生方を含めてしっかり協議を進めていただきたい。	<p>現在、就学前教育・保育共通カリキュラムについては、幼稚園教諭と保育士が中心となり、ワーキング方式で検討を進めており、長年培ってきた保育所・幼稚園の教育・保育内容の擦り合わせを行うと共に、互いの良いところを取り入れながら、保育・教育の質の向上を図り、従来の保育所、幼稚園からさらにより良いものを創造していくという考えのもと、議論を重ねています。今後、この就学前教育・保育共通カリキュラムを活用し、各幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育課程に反映していくことを考えています。</p> <p>また、認定こども園における子どもの1日の過ごし方（デイリープログラム）や行事等についても、共通カリキュラムと同様、幼稚園教諭と保育士を中心とした検討を開始しており、今回頂いた御意見も参考としながら、モデル園の開園に向けて検討を進めます。</p>
9	22 ～ 31	こども園となりこれまでの保育内容に影響がでないようカリキュラムの検討をしていただきたい。	
10	22 ～ 31	昼寝のない年長組は、昼食後～おやつ時間に運動会や発表会の練習をすることがあるが、こども園になるとどうなるのか。	
11	22 ～ 31	14時に短時部が降所する際に終わりの会をすることになると想定されるが、3歳児、4歳児は昼寝をすることも多い。14時に終わりの会をすることに負担が生じないか。	
12	22 ～ 31	14時に短時部が一斉に降所することでの子供のメンタル面についても配慮をお願いします。	
13	22 ～ 31	子どもの誕生日に保育参加をして、給食を一緒に食べている。そこでは普段の保育の様子を体験することができる。是非維持してほしい。	
14	22 ～ 31	長期休みについて長時部の子どもの生活の仕方は、子どものことを優先して考えてほしい。	
15	22 ～ 31	子どもが保育時間中に怪我をした際、病院で診察が終わるまでずっと担任の先生が付き添ってくださいました。一体化した後の「カリキュラム」が、施設と先生方にとって状況に応じて柔軟な対応の出来るものであってほしい。	
16	22 ～ 31	長時部の子どもたちは、午後からも子ども園で充実した保育を受ける必要がある。保護者の就労を保障するための子ども園なので、短時部の子どもに合わせた保育ではなく、草津市は草津市のやり方で長時部の子どもたちの午後の過ごし方について検討願いたい。	
17	22 ～ 31	現在、保育所を利用して頂きとても満足しています。それが幼稚園と保育所が合わさるで、崩されないことがわかれば、保護者は安心します。カリキュラムが変わり、子供達に悲しい思いをさせないか心配です。子供達のことを一番に考えてより良いこども園を作って頂きたいです。	
18	22 ～ 31	長時部、短時部混合クラスの行事、長期休みはどのようになるのか。	
19	22 ～ 31	保育の質の維持を要望する。	
20	22 ～ 31	親が参加する行事に、差が出るのか不安を感じる。また、平日の行事が増えると親の負担が増えるので困る。行事の代休はどうなるのか。	
21	22 ～ 31	長時と短時で1日の過ごし方に偏りがいないか、長期休暇の過ごし方などに不安を感じる、不公平が出ないようにしてほしい。	

No.	ページ	意見の要旨	市の考え方
<b>病気の対応について（意見数1件）</b>			
22	22 ～ 31	病気（インフルエンザ等）の対応について、現幼稚園では学級閉鎖があり、保育所はない。短時部・長時部の子どもたちが混在するクラスの中でインフルエンザ等が起こった場合、どのような措置になるのか。（長時部の子どもたちは学級閉鎖になると保護者の就労の都合により困難）市としての方向性を出して欲しい。	園児の健康および安全は生命の保持と健やかな生活の基本であることから、認定こども園法において準用する学校保健安全法や児童福祉法等の関係法令に基づき、先進他市町の状況や県の方針等も踏まえながら、今後検討していきたいと考えています。
<b>こども園の名称について（意見数3件）</b>			
23	22 ～ 31	名称は市民など一般から募集して新たに決めて欲しいです。	認定こども園の名称や園歌・園章については、市民の皆様に愛着を持っていただける施設となるよう、選定方法を含め検討します。
<b>制服・卒園写真等について（意見数4件）</b>			
24	22 ～ 31	通園鞆、制服などの違いはどうやって合せていくのでしょうか。また細かい規則が変更されていくと思いますが、随時告知されるのでしょうか。出されれば、実際に利用する保護者の意見を入れて頂きたい部分です。	モデル園の開園に向けて、今回頂いた御意見も参考としながら、検討を進めます。なお、モデル園開園に際して、保護者への説明会等を予定しています。
25	22 ～ 31	歴代の卒園写真を掲示しているが、一体化施設になっても保存してもらえるのでしょうか。	
<b>給食について（意見数5件）</b>			
26	22 ～ 31	「給食への配慮」について、公立保育所の給食では、アレルギー対応において、ただアレルギー食品を排除するだけでなく、市の管理栄養士、給食職員と保育士とが親と連携し、可能な限りみなと同じ給食を食べているように色や形等を別の素材で代替するなど、こどもの気持ちにも配慮されています。このような配慮は、認定こども園となっても大切にしていきたい。	給食について、保護者のご希望全てにお応えすることは困難ですが、認定こども園においても、保護者との連携を密にし、可能な限りの配慮を行いながら子ども達の食の安全・安心に取り組んでいきたいと考えております。
27	22 ～ 31	給食について、計画には“自園調理”と書いてあるが、私たち保護者が希望するのは市の管理のもと今まで通り市の職員による調理である。委託業者が入ったの自園給食とは意味が違う。	
28	22 ～ 31	給食について、子どもにアレルギーがあるので、公立幼稚園の手作り弁当は、わが子も安心してみんなと机を並べて昼食をとることができた。幼保一体化が進むことで、自園調理の園が増え、学区内の園を選択することが難しくなり、遠方まで通わざるをえなくなったり、園の子どもの数が増えることにより、給食時や行事の際の気配りが減り誤飲誤食もあるのではないかと親としては心配です。自園調理の場合でも、アレルギー除去食を作ることのできる業者を選ぶこと、子どもひとりひとりに目を配れる先生の人数を配置するなどし、食べれない物があるだけで、心身ともに健康な子どもの選択肢が減ることがないようにしてほしい。	
<b>人権教育について（意見数1件）</b>			
29	22 ～ 31	公立保育所では人権を大切にしている保育が浸透しており、こども園になっても持ち続けてほしい。	公立保育所のみならず、人権を大切に教育・保育の推進は、就学前教育・保育施設において重要であると考えており、一人ひとりを大切に教育・保育を目指します。

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
<b>保育環境について（意見数6件）</b>			
30	22 ～ 31	実際にこども園となった施設の評判は良くない、モデル園が開園してすぐは手探り状態であるが、子どもにとっては一度きりの園生活なので、そのことも考えて欲しい。	「子どもを中心とした質の高い就学前教育・保育の提供」を幼保一体化の目的としており、これまで保育所、幼稚園で培われてきた就学前教育・保育の成果を継承充実します。また、モデル園の開園に向けて、今回頂いた御意見も参考としながら、実施検討を進めます。
31	22 ～ 31	モデル園となる園の園児、保護者、先生には、これまでにない負担がかかることは間違いないため、十分な配慮をお願いする。「こどもの最善の利益」となるようカリキュラム、保護者間の交流、先生間の交流、こどもの心のケアなど検討いただきたい。	
32	22 ～ 31	職員配置については、現在の草津市の基準を維持してほしい。	
33	22 ～ 31	通っている保育所と違う地区の小学校に入学する子どもへのケアも考えて欲しい。	
34	22 ～ 31	草津市として全て統一するのではなく、今ある各地域の特色の良さは残してより良いこども園にして欲しい。	
35	22 ～ 31	0～2歳未満への対応として草津駅前、南草津駅前に小規模の保育所を開設するのではなく、地域に分けて開設してほしい。数字を見ただけの政策ではなく、保護者や子どもの気持ちに立った政策をして欲しい。	認定こども園の実施にあたり、各地域の特色や良さ等について、十分尊重して取り組んでいきたいと考えています。  保育施設整備に際しては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における児童数や申込状況等を考慮しながら、進めています。
<b>長時間利用児・短時間利用児の定員について（意見数6件）</b>			
36	22 ～ 31	短時部、長時部への異動が本当に現実的なメリットになるのか。	本市では、認定こども園において、長時間利用児と短時間利用児で分けて学級編成を行う方向で検討を進めており、子どもたちが保護者の就労等に関係なく、集団生活の中で育ち合い、学び合い、仲間づくりができる環境を整備します。また、3歳児以上について、親の就労状況の変化に応じて、柔軟に長時間利用と短時間利用を選択できるメリットがあり、異動希望については、利用定員を踏まえながら、状況に応じて弾力的に対応していきたいと考えています。 なお、各モデル園の長時間利用児、短時間利用児の利用定員数は、各地域の需要や施設の現状等を踏まえながら、現在検討を進めています。幼稚園、保育所同様、認定こども園においても、通学区域はありませんので、保護者の希望に応じた施設の選択が可能です。
37	22 ～ 31	第5保育所が認定こども園となった場合、短時部の定員をどの程度設けるのか説明を詳しくしていただきたい。	
38	22 ～ 31	長時部に上の子もがいて、短時部に移行しなければいけない時に、短時部の定員がいっぱいだったら他園に転園することになるのか。	
39	22 ～ 31	こども園のメリットとして、保護者の就労形態に応じて短時部から長時部、長時部から短時部と変われるとあるが、その時の人数の加減ですぐに対応できないことも予想される。（保育士の人数などの理由で）長時部の空きがないと他園に転園することになるのか。すぐに対応できないとなるとメリットとは言えない。	
40	22 ～ 31	実際にこども園に通っている保護者が長時部から短時部への異動、または短時部から長時部への異動を希望した場合には、必ず移れるようにお願いしたい。	
41	22 ～ 31	「短時部〇名」という定められた定員を超えた場合は想定しているのでしょうか。定員を超えた場合は「近所（地域）」の子どもが優先なのでしょうか。学区外から通う事は可能でしょうか。また、第六保育所は駅も近く、人気です。定員が増えれば希望者も増えると思うのですが、大路幼稚園の空きで補えるのでしょうか。	

No	ページ	意見の要旨	市の考え方
<b>保護者会について（意見数2件）</b>			
42	22 ～ 31	保護者会について、行事のすり合わせや開催の仕方などが全く違うため、今後の運営は非常に難しくなってくる。開園までに保護者会運営の細かいすり合わせの時間が必要であり、話し合いの場を設定して欲しい。	保護者会の運営方法や持ち方については、モデル園の開園に向けた課題として、意見交換の場を設け、検討してまいります。
43	22 ～ 31	保護者会等の持ち方はどのようになるのか。	
<b>保育料について（意見数4件）</b>			
44	22 ～ 31	こども園になった場合、長時部と短時部で保育料に関して大きな差が出ないようにお願いしたい。また、保育料に関して保護者への説明をしっかりとっていただきたい。	保育料については、「子ども・子育て支援新制度」の実施に際し、国が示した基準額に基づき、保育所、認定こども園といった施設の種別を問わず、給付認定区分に応じた金額となっています。それぞれの認定区分ごとの保育料および給食費については、受益と負担の公平性の観点から引き続き検討を行いますが、変更が生じる場合は保護者や施設へ丁寧に広報周知を行います。
45	22 ～ 31	保育料について、具体的にどのような料金体系になるのか、平成28年度に開園が決まっているのなら早く提示して欲しい。	
46	22 ～ 31	保育料について現在保育所では主食費として払っているがこども園になった場合おやつを食べる食べないで長時部と短時部の給食費は変わるのか。	
<b>産前産後の保育について（意見数1件）</b>			
47	22 ～ 31	産後の保育期間が2ヶ月までになると聞いたが、2ヶ月の子どもを預けようとしても今現在でも0歳の入所が保育士が見つからないために待機している状態。受け入れが可能なか。また、2ヶ月の子どもを預けたいとしても抵抗力がなく、すぐに体調を崩したり、欠席することが多くなると思う。仕事をしていて何日も休みをとれない。市としても子育てしながらでも働きやすい仕事の斡旋してほしい。	現在、保育需要の高い低年齢児（0歳児～2歳児）について、小規模保育施設の開設など、待機児童解消に向けて重点的に取り組んでいると共に、保育士の雇用確保に向けて、国県施策と連携を図りながら、求人広報や潜在保育士の発掘に努めています。 また、働きながら子育てしやすい街に向けて、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、病児・病後児保育や延長保育、ファミリー・サポート・センター等多様なニーズに対応した保育サービスの提供等を推進します。
<b>計画の進め方について（意見数4件）</b>			
48	28 ～ 31	「モデル園の検証（成果・課題・ノウハウ抽出）」では、保育教諭、園としての自己評価、保護者アンケート、地域アンケート、第三者評価など様々な目線から成果・課題の抽出を行っていただきたい。	現在、モデル園の開園に向けて、幼稚園教諭と保育士を中心とした検討を開始しており、職員間の情報共有を図ると共に、保護者向け広報周知を行います。また、モデル園の検証方法については、今回頂いた御意見も参考としながら今後検討します。
49	28 ～ 31	モデル園になる前には、園児はもちろん、保護者や先生方などの十分な連携、情報共有ができるよう念入りに準備をすすめて下さい。特に今在園中の1才児、2才児とその親には丁寧な対応をしてほしいと思います。	
50	28 ～ 31	保護者の不安を全て解消した時点でこの計画が進められることを望みます。子どもの気持ち、思いが置き去りにならないよう万全な形でのスタートを望みます。	
51	28 ～ 31	モデル園での検証後の課題の周知、意見交換会などの場を設けてほしい。	

## 草津市幼保一体化推進計画（案） 新旧対照表

頁	章	項目	変更前	変更後（下線部を変更しました）
19	第3章		この制度は、消費税率引き上げによる増収分から財源を確保し、市町村を主体として、進められていくこととなります。	この制度は、消費税率引き上げによる増収分 <u>等</u> から財源を確保し、市町村を主体として、進められていくこととなります。
25	第6章	3. 幼保一体化の推進施策	<p>（2）待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランス解消</p> <p>幼保施設の認定こども園化を推進し、幼稚園の余裕スペースの活用や短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行い、待機児童の解消へもつなげていきます。</p>	<p>（2）待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランス解消</p> <p>幼保施設の認定こども園化を推進し、幼稚園の余裕スペースの活用や短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行い、<u>加えて小規模保育施設等の低年齢児の待機児童解消施策と連携を図りながら</u>、待機児童解消へとつなげていきます。</p>